熊本市ぱちんこ店等の建築に関する指導要綱運用基準

制定　平成１４年　４月　１日都市整備局長決裁

　　改正　平成２０年　３月２８日都市整備局長決裁

平成２１年　７月　１日建築指導課長決裁

平成２２年　５月２１日建築指導課長決裁

平成２８年　１月　７日建築指導課長決裁

（趣旨）

第１条　この基準は、熊本市ぱちんこ店等の建築に関する指導要綱（昭和６３年４月２０日施行。以下｢要綱｣と

いう。）の施行に関し必要な事項を定める。

（建築行為の範囲）

第２条　要綱第２条第２号に定める建築は、次のいずれかに該当するものをいう。

(1)　新築　当該用途に供する建築物若しくは当該用途に供する部分を有する建築物を新築するもの

(2)　増築　増築後の主たる用途に供する部分の床面積が､増築前の主たる用途の床面積の１.２倍を超えるも

　 の

(3)　用途の変更　建築物若しくは建築物の部分の用途を変更し、要綱第２条第１号に規定するぱちんこ店等（以下「ぱちんこ店等」という。）の用途に供するもの、ただし主たる用途の変更がないものは除く。

(4)　改築又は移転　ぱちんこ店等の用途に供する建築物若しくはぱちんこ店等の用途に供する部分を有する建築物を改築又は移転するもの

２　大規模の修繕、模様替えは適用除外とする。

（近隣住民の範囲）

第３条　要綱第２条第４号アに規定するぱちんこ店等に近接する地域とは、ぱちんこ店等の敷地境界線から、おおむね２００メートルの区域及び自治会長等との協議により定めた区域とする。

　（目的達成の対策）

第４条　要綱第４条第１項の「目的の達成」のために次に掲げるものに配慮し､対策を講じるものとする。

(1)　ぱちんこ店等を利用する車両による交通混雑、不法駐車、歩行者や一般車両への交通上の安全対策

(2)　ぱちんこ店等の利用者及び関係者に対応した十分な駐車場の駐車台数の確保と出入口の安全対策

(3)　ぱちんこ店等及びぱちんこ店等を利用する車両等から発生する騒音、廃棄物、ネオンサインその他の公害対策

(4)　隣地境界線からの適当な空地の確保

(5)　ぱちんこ店等の緑化計画

(6)　ぱちんこ店等敷地内の雨水等の排水対策

(7)　外観､看板の意匠形態や色彩等による周辺景観との調和

(8)　青少年の立ち入り制限についての周知及び指導

(9)　夜間の立ち入り防止対策

(10)　通学路への安全対策

（適切な状態での維持対策）

第５条　要綱第４条第２項の規定による「適切な状態で維持」とは、前条に掲げるものの維持管理をいう。

（建築計画の届出等）

第６条　要綱第６条第１項第２号の提出図書には建築計画説明の対象家屋を明示すること。

２　要綱第７条第３項の提出図書には標識の設置箇所を明示し、設置したことを証する写真（遠景及び近景、日付入り）を添付すること。

３　要綱第８条第３項の事前説明会の経過報告書には、説明会の日時、場所、参加者状況、参加者案内の方法、範囲等を明記し、説明会の状況が分かるように記載すること。

（標識の設置）

第７条　要綱第７条の標識については、申請地の道路に面する見やすい位置に、容易に破損しない方法により設置するものとする。申請地が２以上の道路に面する場合は、本市と協議のうえ、主な道路に２ヶ所設置する。なお建築主等は設置期間の間その維持管理に努めるものとする。

（説明会の方法）

第８条　要綱第８条第１項の説明会に当たり、説明会の開催場所、時間については近隣住民の参加しやすい方法で設定するよう努めるものとする。

２　要綱第８条第１項の説明会及び同条第４項の戸別説明に際しては、近隣住民等の理解を助けるため、最低限、様式第９号に例示する建築計画書の内容を資料として配布するものとする。

３　説明会には建築主等、設計者、工事監理者等責任ある回答ができる者が出席するものとする。

４　要綱第８条第１項の説明会の開催については、建設地周囲の状況等により自治会長等の意見を付し、市と協議のうえ説明会が不要と思われる場合は省略することができる。

（関係機関への説明）

第９条　要綱第９条第１項の関係機関への協議は次表に掲げるものとする。ただし、第４条第１号、第２号、第５号及び第６号について、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３２条による協議済みの場合は省略できる。

|  |  |
| --- | --- |
| 運用基準第４条第１項(１)(２) | 道路管理者 |
| 同項(３) | 環境政策課 |
| 同項(４) | 建築指導課 |
| 同項(５) | 環境共生課 |
| 同項(６) | 各土木センター河川公園整備課、水保全課 |
| 同項(７) | 開発景観課 |
| 同項(８)(９) | 青少年育成課 |
| 同項(１０) | 教育委員会健康教育課 |

附　則

この基準は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成２０年６月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成２１年７月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成２２年７月１日から施行する。

　　附　則

この基準は、平成２８年１月１５日から施行する。

様式第９号（運用基準第8条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　その１

建築計画説明書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日　地元の皆さまへ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　建築主

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　この度、熊本市　　　　　　　　　　　　　　において以下の　　　　　　　　建築計画をたてましたので、ご説明にまいりました。

記

・建築用途

・構造規模

・高さ（階数も記入）

・駐車台数

・駐輪場

・建設予定期間

・施工業者

・問い合わせ先　　　　 ・

　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ

※当該予定地には、計画概要を示した標識を設置しております。

※本様式は、基本的内容を定めたものであり必要に応じて内容を追加してください。

（様式第９号）（運用基準第8条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　その２

建築物概要図（縮小図）＜各Ａ３サイズ程度＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 付近見取図 |  | 立　面　図  　2面程度 |
|  |  |
| 配　置　図  駐車駐輪計画、出入り口、緑化計画、排水計画等の明記 |  | 日　影　図 |